

# 令和5・6年度 神戸市営地下鉄駅名板下広告及び車内放送広告募集要項

## 1. 目的

神戸市交通局（以下、「交通局」という）では、市営地下鉄の各駅を最寄りとするランドマーク性のある施設、法人等が駅と結びつくことで、駅周辺の活性化と、地下鉄を利用されるお客さまの利便性の向上を図ることを目指して、市営地下鉄の駅名板の下部（以下、「駅名板下広告」という）及び車内放送広告の広告掲出を実施する。

この要項は、交通局が駅名板下広告及び車内放送広告の広告主を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 募集対象駅

### (1) 駅名板下広告

地下鉄全駅のうち海岸線三宮・花時計前駅及び下記(2)記載の6駅を除く全20駅。  
(車内放送広告はオプション販売とする。)

### (2) 車内放送広告のみ

#### 【西神の手線・北神線】

谷上駅、県庁前駅、長田（長田神社前）駅、新長田（鉄人28号前）駅、

#### 【海岸線】

旧居留地・大丸前駅、中央市場前駅、新長田（鉄人28号前）駅の全6駅。

※新長田駅については、各線同一広告主とし、単線での申込みは受け付けないため、ここでは1つの駅として数えるものとする。

### (3) 注意点：1駅につき1件の広告主とする。

## 3. 掲出期間

駅名板下広告の掲出期間および車内放送広告の放送期間は、令和5年4月1日以降掲出可能日から令和7年3月31日までとする。

## 4. 広告料金等

### (1) 駅名板下広告最低広告料金

駅名板下広告にかかる広告料金は、乗降利用者数等により駅ごとに最低料金を「駅名板下広告の設置可能数及び最低広告料一覧」（別紙1）のとおり定める。

### (2) 車内放送広告最低広告料金

(3) 上記「2. 募集対象駅 (2)」記載の6駅は車内放送広告のみの販売とし、「車内放送広告料金等一覧」（別紙2）のとおり最低広告料金を定める。広告主は、当該料金以上の金額で広告の申し込みを行うこと。

その他の駅の車内放送広告は駅名板下広告のオプション販売とし、一律料金とする。

(料金は別紙2のとおり)

なお、広告主は、業務上の都合及び緊急放送、その他の局の事情により車内放送広告を放送しない場合があることを了承するものとする。

また、初回の音源制作については交通局で経費を負担するが、契約期間の途中での追加及び変更については一切受付けない。

## 5. 広告内容

### (1) 駅名板下広告

企業名またはその通称名で、「■■■前」と表示する。

※■■■は、申込書（別紙4）「広告内容」に記載の文言とする。

### (2) 車内放送広告

車内放送広告の内容は、次の定型文とする。

<例1：駅名板下広告オプション車内放送広告の場合>

停車前：「御崎公園、御崎公園、■■■前です。」

出発後：「次は、御崎公園、御崎公園、■■■前です。」

※■■■は、申込書（別紙4）「広告内容」に記載の文言とする。

<例2：車内放送広告のみの場合>

停車前：「県庁前、県庁前、▲▲へはこちらが便利です。」

出発後：「次は、県庁前、県庁前、▲▲へは次が便利です。」

※▲▲は、申込書（別紙5）「放送内容」に記載の文言とする。

### (3) トレインビジョンへのテキスト表示

駅名板下広告及び車内放送広告については、西神山手線・北神線を走る新型車両6000形の車内ビジョン（トレインビジョン）にて、テキスト表示する。

※表示イメージは「トレインビジョンへの表示について」（別紙8）を確認のこと。

## 6. 駅名板下広告の規格及び数量

駅名板下広告の掲出場所及び仕様は「駅名板下広告の仕様」（別紙3）に示した3タイプを原則とし、設置数は「駅名板下広告の設置可能数及び最低広告料一覧」（別紙1）のとおりとする。

## 7. デザイン等

(1) 表示書体は、ゴシックとする。ただし、ロゴタイプも可とする。文字あるいはロゴタイプの前にロゴマークを表示してもよい。

(2) 表示色は白、ただし企業のオフィシャルカラーを仕様する場合は交通局と協議するものとする。地色は交通局の指定する色（西神山手線は緑、海岸線は青）とする。

(3) 文字等のサイズは駅名より小さくする。（原則面積比8割以下）

(4) 事前にデザイン審査を受けること。

## 8. 施工及び維持等

(1) 施工にあたっては、容易に剥がすことのできない仕様とし、その施工方法及び施工予想図を事前に提示し、交通局と協議するものとする。

(2) 広告面に破損が起きた場合は速やかに補修を行うとともに、掲出期間中に最低年に1

度は広告面を清掃するものとする。

(3) 駅名板下広告の設置、維持管理、撤去、原状回復は広告主の負担とする。

## 9. 申込基準

各駅の板下広告について申し込みができる広告主は、事業所の所在地が市営地下鉄のうち当該駅を最寄り駅とすることとし、出入口から概ね1キロメートル以内に立地する、ランドマークとなりうる著名な企業、機関、施設等とする。なお、現在掲出している広告主が継続して応募することは可能であるが、優先的に選定するものではない。

## 10. 応募方法

広告主は、「神戸市営地下鉄 駅名板下広告及び車内放送広告申込書」(別紙4)または「神戸市営地下鉄 車内放送広告申込書」(別紙5)及び「確約書」(別紙6)に必要事項を記入し、神戸市交通局指定広告代理店(別紙7)を通じて申し込むこととする。

### (1) 募集要項の交付

①交付開始：令和4年11月18日(金)

②交付場所：神戸市交通局ホームページに掲載

③問合せ先：阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社

メディア局 神戸メディアセクション

〒653-0841 神戸市長田区松野通1丁目2-1

(新長田地下鉄ビル B1F) 電話：078-647-8203

### (2) 申込方法

申込受付期間内に、上記問合せ先(「阪急阪神マーケティングソリューションズ メディア局 神戸メディアセクション」)へ郵送または持参すること。

①申込受付期間：令和4年11月21日(月)～令和4年12月16日(金)

②申込受付時間：平日 午前9時から12時、午後1時から午後5時

### (3) 広告主の選定期間

令和5年1月中旬(予定)

## 11. 広告主の選定方法

交通局は、審査・選定のための選定委員会を設け、以下の項目により、広告主を選定する。

- (1) 応募資格及び「駅名板下広告および車内放送広告の募集にかかる広告主選定の考え方」(別紙8)を満たしていること
- (2) 駅名板下広告提示金額
- (3) 車内放送広告申込及び提示金額
- (4) その他、交通局事業への理解・賛同の度合い等

## 12. 広告主の選定取り消し

(1) 交通局は、選定した広告主が上記「9. 申込基準」に該当しなくなったときのほか、悪

質企業者等として摘発、行政処分を受け、もしくは受ける可能性があると思われる場合は、当該契約期間にかかわらず、広告主の選定を直ちに取り消し、あわせて掲出された広告等を撤去させることができるとともに、広告料は返金しないものとする。撤去の際に発生する費用は、広告主または広告代理店の負担とする。

- (2) 上記(1)の処分を行った場合、交通局は、当該駅について翌月以降、駅名板下広告募集の対象駅とすることができる。

### 13. 広告主選定後のキャンセル

広告主選定後のキャンセルについては認めない。ただし、特段の事由があり、交通局が認めた場合はこの限りでない。

### 14. 広告料の精算

広告料については、駅名板下広告及び車内放送広告とも交通局の広告取扱事業者である阪急阪神マーケティングソリューションズ株式会社の請求に基づき、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期として、それぞれの期の最初の月に納付するものとする。

### 15. その他

- (1) 交通局事業等の理由により、駅名板下広告の周辺環境が変わることがある。
- (2) 一次募集により広告主が決定しなかった駅については、随時広告主を募集する。
- (3) 板宿駅については、令和6年度にリニューアル工事を予定しており、工事により駅名板下広告に支障が出る可能性がある。